

徳島県社会的養護自立支援拠点事業 業務委託仕様書

徳島県が実施する「徳島県社会的養護自立支援拠点事業」の委託業務に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつた者等（以下社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的として、「徳島県社会的養護自立支援拠点事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 事業の実施根拠

本事業の実施にあたっては、こども家庭庁の「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」の内容を踏まえて実施するものとする。

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 対象となる者

- (1) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（以下「施設等」という。）に入所している者及び退所した者
- (2) 里親又は小規模住居型児童養育事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- (3) 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- (4) 母子生活支援施設に入所している者及び退所した者（保護者を含む。）
- (5) 知事が前号に規定する子どもと同等であると認めたもの。

5 事業内容

- (1) 退所を控えた者に対する支援

- ① 心身の状況や生活状況、家庭環境など必要な情報を収集しアセスメントを行い、支援に携わってきた関係機関の担当職員等による会議を開催し、支援上の課題、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定めた継続支援計画を作成すること。

- ② 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ぶためのテキストを作成し、講習会、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
- ③ 退所を控えた者が抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。
- ④ 大学、高等学校など教育機関を退学した者の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ⑤ 入所施設等と連携の下、対象者との関係性を深めるとともに、対象者同士の交流等を図る活動を行うこと。
- ⑥ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

- ① 繼続支援計画に基づく支援状況について、支援に携わってきた関係機関の担当職員等による会議を運営するとともに、生活状況の変化など必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- ② 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。
- ③ 進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- ④ 対象者が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。
- ⑤ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援（宿泊を要する場合を含む）を行うこと。

(3) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

- ① 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供、並びに日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行うこと。
- ② 居場所の提供については、原則として6か月を超えない範囲で都道府県が定める期間内で実施すること。
- ③ 居場所の提供にあたっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を取ることや様子を確認するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

6 事業実施体制

(1) 支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援

員を配置すること。

- (2) 支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
- ① 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
 - ② 児童福祉事業、社会福祉事業に通算5年以上従事した者
 - ③ 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者
- (3) 生活相談支援担当職員は、対象者の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。
- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者
- (4) 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、都道府県知事が適当と認めた者とする。

7 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室（年中無休）
- (2) 対象者が集まることができる設備
- (3) その他事業を実施するために必要な設備

8 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。
なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供に当たり、対象者の所持する者の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。
- (2) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。
- (3) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う際、対象者が未成年の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。
- (4) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共

有を行うこと。

- (5) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (6) 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (7) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。

9 その他の条件等

(1) 個人情報の保護

受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の制限

受託者が本事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(4) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払が完了したときに受託者から県に移転するものとする。

(5) 事業の総括

受託者は、事業実施後、事業結果についてまとめた報告書及び収支決算書を作成し、県に提出すること。

なお、報告書及び収支決算書の詳細については、受託者と協議の上、別途指示する。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関する知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。